教私第２１２９号

令和５年10月13日

各私立幼稚園設置者　様

各私立認定こども園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和５年度大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る

事業計画書等の提出について（通知）

　　標記について、下記のとおり御対応いただきますようお願いします。

記

**１．対象**

本補助金係る事業の募集において、下記事業実施し補助金を活用する意向がある旨を回答した園

・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）

・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

・認定こども園等の業務体制への支援（認定こども園等への円滑な移行のための準備支援）

・認定こども園等の業務体制への支援（補助員等の配置による園務の平準化支援）

・園務改善のためのICT化支援事業

・認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

**２．提出資料**

・事業計画書

・事業計画内訳書（別紙１～６のうち、該当する事業に係る様式のみ記入すること）

**３．提出方法及び期限**

電子・紙媒体の両方の提出をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 方法　※両方による提出が必要です | 期限 |
| 電子（Excel様式） | [インターネット申請](https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/fddd1162-758c-4712-87a5-0cd677a2f24b/start)(↑Ctrlキーを押しながらクリック) | 令和５年10月30日（月曜日）17時00分 |
| 紙 | 以下宛先へ郵送〒540-8570　大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階大阪府教育庁私学課　幼稚園振興グループ　宛 | 令和５年11月１日（水曜日）当課必着 |

**４．今後の予定**

事業計画における交付希望額が千円以上の場合は、以下の手続きが今後発生します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業計画 | ⇒ | 内示 | ⇒ | 交付申請 | ⇒ | 交付決定 | ⇒ | 実績報告 | ⇒ | 額の確定（支払い） |
| 園（法人） | 府 | 園（法人） | 府 | 園（法人） | 府【R6.5】 |

**５．留意事項**

・事業計画書及び事業計画内訳書のご提出をもって、本補助金の交付決定を行うものではありません。

・今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。

・事業計画及び事業計画内訳書については、必ず、各園(法人)において年間の計画を精査した上でご提出ください。記載のない事業や経費については、今後追加で計上することはできません。

・ご提出にあたっては、本通知を含む補助金に係るこれまでの通知文（留意点・FAQ等を含む）を必ず確認してください。

・各根拠資料については、今回の事業計画時点では提出不要です。提出いただいた場合は、当課において処分いたしますので、あらかじめご了承ください。

・今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等のメールは、事業募集の回答(インターネット申込み)時にご入力いただいたメールアドレスあてに送信します。ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(法人)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

・本募集に関するお問い合わせ等については下記担当までメールにてご連絡ください。

【担当】

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ　山本、小木曽

メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp